

茨木市人流データ分析ツール導入業務仕様書

1 業務の目的

GPS を利用した位置情報を活用したツールを導入することによる企画立案業務における高度化を図る。

2 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月末日まで

(人流データ分析ツールの使用期間は 6 か月とする。)

3 業務の内容

(1) 概要

日本国内における GPS による人の位置情報及び属性情報（以下、「本件情報」という）を収集・分析し、個人が特定できない形式に加工したうえで、地図情報上に表示するツール（以下、「本ツール」という）を提供すること。

(2) 本ツールについて

- ・ Google Chrome や Microsoft Edge によるウェブブラウザにより履行期間の間は常に閲覧ができるものとする。ただしシステムメンテナンス等の計画された稼働停止は除く。
- ・ 利用者が本ツールを利用するためのユーザー管理及び各種設定、本件情報の閲覧、本件情報の分析、本件情報の CSV ファイルダウンロード、本件情報の印刷及び第三者への提供を行うことができるものとする。

(3) 本件情報について

- ・ 属性別（性別/年代）に施設・店舗別の滞在人口数が閲覧できること。
- ・ 上記一定エリアの範囲や形状は自由に設定ができること。
- ・ 道路単位での通行量や進行方向が分析できること。
- ・ 居住地や勤務地を推定できること。
- ・ 携帯電話契約者がサンプルの元データとなっていること。
- ・ データの遡及期間は過去 5 年以上とする。

(4) その他

- ・ 利用者の本ツールの操作・設定方法、製品情報に関する問い合わせに対し、メールまたは電話で、内容に応じて対応可能な期間内（社会通念上相当と認められる期間内）に回答すること。
- ・ 操作マニュアルを電子データで提供すること。

5 特記事項

(1) 機密保護及び情報セキュリティ対策

- ① 受託者は、本件の履行のために本市が提供した資料・データ等については、本件以外の目的で使用してはならない。
 - ② 資料等を電子データとしてインターネットメールにて送信する場合は、暗号化又はパスワード設定を行うこと。
- (2) 本市が保有する業務資料等は、必要に応じ受託者に無償で貸与するが、業務完了後、速やかに返却すること。
- (3) 知的財産権等
- ① 本件における成果物（本件業務実施の過程で作成又は提供された資料及び記録等をいう。以下同じ。）の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに定める全ての権利を含む。）は、受託者が本件の従前から権利を保有（第三者が著作権、特許権等を保有する製品、技術仕様等を当該第三者の許諾に基づき受託者が使用している場合は、当該第三者の権利を含む）する等の明確な理由により、あらかじめ権利を譲渡することはできない旨を示されたもの以外は、本件に係る契約に定める契約金額の支払が完了した日をもって本市に移転するものとする。
 - ② 本市は、受託者から納入された成果物を、著作権法第 47 条の 3 の規定に基づき複製、翻案すること及び当該作業を第三者に委託し、当該第三者に行わせることができるものとする。
 - ③ 本件により発生した権利について、受託者は、著作者人格権を行使しないものとする。
 - ④ 本件により発生した権利について、今後、二次的著作物が作成された場合等であっても、受託者は、原著作物の著作権者としての権利を行使しないものとする。
 - ⑤ 本件における成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、受託者は、当該著作物の使用に必要な費用負担や使用許諾契約に係る一切の手続きを行うこと。この場合は、事前に本市へ報告し、承認を得ること。
 - ⑥ 本件により第三者が有する著作物をめぐる紛争については、受託者の責任、負担において一切を処理すること。本市は係る紛争の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者にゆだねる等の協力処置を講ずる。
 - ⑦ 本件で定める成果物の所有権は、本件に係る契約に定める契約金額の支払が完了した日をもって、本市に移転するものとする。
 - ⑧ 本市に著作権及び所有権が移転された成果物について、受託者が当該成果物を無償・有償を問わず利用（複製、翻案、改変等）する場合又は第三者へ利用許諾する場合は、利用する成果物、利用目的及び利用範囲について、事前に書面をもって本市に通知し承諾を得るものとする。また、成果物の利用等が本市の規定に反していると本市が判断した場合は、当該成果物の利用等を停止できるものとする。